

特定健診未受診者対策事業委託業務仕様書

1. 事業年度 令和6年度 第24号
2. 委託業務名 特定健診未受診者対策事業委託業務（以下、「本業務」という。）
3. 事業の目的 本事業は、国保ヘルスアップ事業により実施するものとし、ソーシャルマーケティングの手法を取り入れた対象者の特性に応じた特定健診受診勧奨の実施、受診結果の分析を行うことにより、特定健診の受診率の向上を目的とする。
4. 事業費上限額 6,644,550（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約金額の上限を示すもので、この金額によって契約することを約束するものではない。
5. 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
6. 契約保証金の有無 免除
7. 委託業務の内容
 - (1) 事業計画書の作成
契約締結後本市との協議の上、速やかに事業計画書を作成する。計画は提案した内容に基づくものとし、勧奨の時期、本市からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。
 - (2) 特定健診未受診者に対する受診勧奨
 - ・本市から提供される特定健診の受診履歴・結果のデータ等を基にソーシャルマーケティングの手法を活用した対象者抽出分析を行い、各対象者へ効果的な受診勧奨を行う。
 - ・対象者は約11,000人
 - ・発送は原則1回以上とし、印刷及び発送費用は受託者の負担とする。
 - ・通知発送者に対して市が行う電話勧奨についての支援・助言（架電優先者のデータ提供等）。
 - (3) 特定健診の受診結果の分析
 - ・本市の特定健診の受診結果の分析を行う。

- (4) 実施報告書の作成及び次年度の受診勧奨に対する助言
 - ・受託者は受診勧奨業務の実施による効果および受診率の変化等を分析・検証した結果を記載した報告書を作成し、令和7年3月末までに本市に報告する。
 - ・上記分析を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。
- (5) 上記以外の受診率を向上させる方法等の提案と実施
 - ・電話やSMSによる受診勧奨以外の方法とする。

8. その他

- (1) 業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、橋本市から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (2) データを授受する際には、追跡可能で施錠可能なケースに入れて運搬する配送サービス(セキュリティ便、個人情報輸送等)等の利用や、LGWAN回線の利用により個人情報の保護を考慮すること。この場合の費用は受託者が負担する。
- (3) 本業務における成果品等の著作権は橋本市に帰属するものとし、本市の了承なしに成果品の内容等を漏らしてはならない。
- (4) 使用する写真、図表、イラスト等については、受託者の負担・責任において用意し、著作権等の侵害がないよう十分留意すること。
- (5) この契約による個人情報を取り扱う業務の再委託は本市の承認があるときを除き、禁止する。
- (6) 委託料の支払いについては、受託者は業務完了後、検査を受け受理された後に委託料の支払い請求を行う。委託者は、請求があった日から起算して30日以内一括して委託料を支払うものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。